

Title	仏印武力処理をめぐる外交と軍事： 「自存自衛」と「大東亜解放」の間
Sub Title	Japanese wartime policy toward French Indochina reexamined : the designs and realities
Author	赤木, 完爾(Akagi, Kanji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.9 (1984. 9) ,p.28- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840928-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

仏印武力処理をめぐる外交と軍事

——「自存自衛」と「大東亜解放」の間——

赤 木 完 爾

- 序説——問題の所在
 - 第一章 政策目的としての「静謐保持」
 - 一 日・仏印関係の枠組
 - 二 「静謐保持」の政策
 - 三 仏印内部の情況
 - 第二章 戦争目的の再定義と仏印処理
 - 一 「大東亜新政策」と仏印
 - 二 独立運動と日本
 - 第三章 武力処理の決定と統治問題
 - 一 戦局の悪化と武力処理の決定
 - 二 「印度支那政務処理要領」
 - 第四章 結 論
- 註 記

序説——問題の所在

仏印武力処理とは、昭和二〇年三月九日夜から実施された、仏領インドシナにおけるフランス植民地政権の排除および仏印軍の武装解除を行った日本軍の作戦である。この作戦は秘匿名を「明号」と称するものであった。

昭和一五年九月の北部仏印進駐以来、日本軍はこの地に引続き駐留した。それは仏印が戦争遂行上きわめて重要な作戦と後方支援のための中継地であったためであり、こうした機能を發揮するために、同地域の安定確保が必要であったからである。しかし仏印はもとよりフランス主権下の植民地であり、このため日本はフランス本国および現地植民地政権と一連の条約・協定を締結して仏印における駐兵権を確保し、軍事行動を行った。こうした事情から仏印は東南アジアにおける他の日本占領地と異なり、開戦後も軍政は施行されず、植民地政権は温存され、この情況は昭和二〇年まで続いた。

全般的戰況が有利に展開している間は、仏印の情況はこのままで大きな不安はなく、日本の軍事的必要を満たしている限り、現状を変更する必要はなかった。しかし戰況が枢軸側に不利となり、殊に欧州戦域において独伊が逐次敗退するに及んで、仏印では自由フランス系分子の活動がようやく活潑となり、日本と仏印政権の軍費交渉も難航するようになった。そして一九年六月の連合軍の北部フランスへの上陸、八月のヴィシー政権の崩壊はこうした動きを加速し、加えて同年末のフィリピン失陥は、米軍のインドシナ上陸、これに呼応する中国軍の策動、本土と南方軍の分断を予想しなければならぬ情勢を生み出した。

昭和二〇年三月九日夜から実施された仏印武力処理は、こうした情勢下によりやくその「敵性」を露骨にあらわしはじめた仏印植民地政権と仏印軍が、インドシナが連合軍の直接攻撃を受けた際、背後から呼応して立ち上る危険をあらかじめ排除し、連合軍の攻撃に対するインドシナ防衛の第一段階としてなされたものであったといえよう。

日本側の参加兵力四万名弱に対し、仏印軍はフランス人と外人部隊が二万名、現地兵七万名の計九万名であり、これら仏印軍はインドシナ各地に分散配置されていた。したがってこれを一挙に武装解除したことは、作戦的には大成功であった。作戦は中越国境沿いのランソン、カオバンといった要塞で短期間激戦があった他は、概ね順調に進行し、トンキンの仏印軍司令官サバティエ中將、副司令官アレックスサンドリ少將率いる約五、七〇〇名が中国へ退却すること許したのみで、五月中旬までに平野部において平定を完了し、一段落となった。

武力処理後、安南・バオダイ帝は三月一日ユエにおいて安南帝国の独立を宣言し、仏・安南保護条約の廃棄と大東亞共同宣言の趣旨に基づく共存共栄方針の実行および対日協力を内容とする宣言を発表した。続いて一三日カンボジア王ノロドム・シアヌークもプノンペンにおいて同趣旨の宣言を発表し独立を宣言した。越えて四月八日ルアンブラバン王国も独立を宣言した。こうした速かな独立は、他の東南アジア占領地と比べてきわめて異例のものであった。

本稿において主たる論議の対象とするのは、仏印武力処理をめぐる、戦争終末期における戦争指導と戦争目的政策の相互関係である。右にみた仏印武力処理の概要は、軍事的な戦局の推移と作戦上の必要性といった視点からその経緯を記したものにすぎない。これを戦時外交の視角から考えれば、異なった説明が可能となる。仏印武力処理は軍事的な必要性和戦時外交政策の交錯したところで実施されたものであったからである。

軍事的必要性和戦時外交政策が交錯して生じた問題とは、武力処理後の仏印統治のあり方をめぐって生じたものである。そしてこの問題は、外務省・大東亞省対陸軍中央、および仏領印度支那大使府と南方軍・印度支那駐屯軍の対立という形で表面化する。後述するように日本が主導的に仏印を武力処理し、処理後速かに民族運動を支援してインドシナ三国を独立させることを最初に提議し、主張したのは重光葵外務大臣であった。他方開戦以来一貫して現状維持的政策すなわち仏印の静謐確保を主張し、武力処理を最後まで引延ばしたのは参謀本部であった。要するにこの対立は、あくまで作戦本位、短期的な戦争遂行努力に対仏印政策を従属させるか、あるいは「大東亞解放」というよ

り政治的な立場から対仏印政策を構築するかという二つの考え方の相剋であった。

本稿の目的は、いわゆる「大東亜新政策」を実施する過程において、こうした対仏印政策をめぐる二種類の配慮とその交錯を分析し、主として昭和一八年以降の日本の戦争目的政策と戦争指導の関係を検討しようとするものである。もとより本稿は昭和一八年以降の日本の戦争目的政策である「大東亜新政策」を総合的に検討することを企図するものではないが、行論の手續上、対仏印政策に関する限りにおいてこれに触れることを余儀なくされている。なぜなら戦争終末期の全面的な日本の敗勢の中で、「大東亜新政策」が担った意義の評価なくしては、仏印に対する政策の運用も十分に検討しえないからである。加えてこの検討作業が紛争終結に関する一般的議論に幾分かの貢献をなしうるならば、それは筆者にとって望外のことと言わねばならない。

第一章 政策目的としての「静謐保持」

一 日・仏印関係の枠組

昭和一五年九月の北部仏印進駐は、同年六月のドイツによるフランス本国占領にひきつづいて行われたものであり、北部仏印は日本軍の進駐を許した東南アジアにおける最初の地域となった。この段階では、進駐は華南における作戦拡大の一環として、援蔣ルート遮断の名目で実施された。そして翌一六年七月の南部仏印進駐は、同年一二月から開始された東南アジアにおける英米領土に対する全面攻撃への第一段階を画するものであったといえよう。

しかしこれらの軍事進駐は、「大東亜戦争」開戦前に実施されたために、日仏両国政府の合意と協定を通じて達成されなければならなかった。またそれは仏印現地当局が、ヴィシーの親独政権を承認することによってのみ可能であった。このため日本は外交手段によって仏本国と仏印において圧力を加えたのである。そして一度協定が成立すると、開戦後も日本は仏印進駐の基本を変更する必要を認めなかった。結果として日本は外交的手段を通じる圧力によって

自らの軍事的必要が満たされている限り、インドシナにおける仏統治を承認し、その統治は昭和二〇年三月まで継続した。こうした事情から開戦後にあっても、たとえば中国における英米租界とは異なり、仏租界はそのまま維持され、在中国ないし日本軍作戦地域内のフランス人およびその資産は敵性視されず、仏印も占領地域とはならなかったのである。

こうした日本と仏印の關係は二種類の条約・協定枠組によって決定されていた。第一は政治・軍事分野の協定である。それには一六年七月二九日ヴィシーにおいて署名された、いわゆる「加藤・ダラン交換公文」⁽³⁾と同年一月九日仏印總督ドクーが受け入れた「仏領印度支那防衛ニ関スル日仏間現地軍事協定」⁽⁴⁾の二つがある。これらにより仏印の防衛は北部を主として仏印軍、南部を日本軍が担当することとなった。しかしこの協定は日・仏印兩軍の連合作戦を予定しているものではなく、仏印軍の最高指揮権について特別の規定はなかった。実際には兩軍の連絡將校による定期情報交換が行われた程度であった。もとよりこの協定は外敵に対する共同防衛を目的とするもので、仏印内部の治安維持には及ばず、警察権は依然仏印側が保持していた。

第二は経済分野である。昭和一六年五月六日東京において署名された「仏領印度支那ニ関スル日仏居住航海条約」⁽⁵⁾によって、仏印は日本に最惠国待遇を与え、米・ゴム・石炭その他の地下資源(主として非鉄金屬)の大量供給を公約し、この代償として日本は工業製品(特に纖維品)を供給することとなった。またこの条約によって仏印における日本の通商上の地位が決定され、また年度ごとの経済協定が追加されていくことになった。さらに翌一七年一月三〇日署名の「三谷・ラバル協定」⁽⁶⁾によって、日本が仏印において使用する軍費は半期ごとに「特別円」を代価として、ピアストル貨を日本に引渡し、それで必要な物資等を調達するという決済方式が確立した。

こうして日本政府は、事実上仏印におけるフランスの統治権を排除することなく、仏印を實質的な独立国として扱おうようになった。従来仏印政府との連絡は澄田機関(国境監視団)のことで、初代機関長は西原一策少将、一五年九月二

九日から澄田疎四郎少将)が行っていたが、これら諸協定の実施にあたって外交関係事務が増大したため、一六年一〇月日本政府は仏印に大使府を設置し、芳沢謙吉特命全權大使が派遣された。かくして仏印はタイと同様外務省の管轄地域として残り、軍政下には置かれなかった。仏印政権は既述のとおり警察権を保持し、また本国との通信機能も有し、ラジオ放送等も従来どおり実施していた。

二 「静謐保持」の政策

昭和一六年一月一五日の大本営政府連絡会議決定「対米英蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案⁽⁷⁾」において、以上にみた日仏印関係をそのまま維持することが国策として決定されている。こうした政策に一貫する考え方は、「占領地ニ對シテハ差シ当リ軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戰軍ノ自治確保ニ資ス⁽⁸⁾」というものであり、仏印についても同様の発想が存在していた。要するに実力で仏印政権を排除した場合に予想されるコストからすれば、仏印進駐以後の日・仏印関係をそのまま維持することによって、資源を確保し、それを可能とするように治安を安定させることはきわめて合理的な選択であったのである。

日本の戦争目的を「自存自衛」ととらえる主として軍の立場からすればこうした方針は特に問題とはならなかった。仏印政策も何よりもまず、目前の戦争遂行努力に従属すべきものであったからである。しかしながら、戦争目的を「大東亜解放」とする立場からみれば、インドシナにおけるフランス植民地の存在は明らかに矛盾であった。たとえば在独大島大使は、現状維持的な対仏印政策を以下のように非難していた。

「『仏印ニ對スル帝國ノ方針成ルヘク仏印ノ静謐ヲ保持スルニアリ』トノミ謳ハレ居ルハ率直ニ申上クレハ甚タ不見識ナル話ニテ少ク共仏印処理ニ関スル将来ノ根本方針位ハ此ノ際決定セラレアルヲ要スルモノト思考ス蓋シ差当リ仏印ノ静謐ヲ保ツコトニ重点ヲ置カルルハ止ムヲ得ストスルモ唯時ノ便宜ノミニ引摺ラルルニ於テハ思ハス大東亜共榮圏建設ノ理想ニ背馳スルカ

如キ事態ヲ生ジ将来ニ禍根ヲ貽スコトトナルヘキ惧アリ」⁽⁹⁾

大島のこうした意見は、後述する重光などとの見解とは異なり、軍事的に日本の仏印支配体制を強化すべきであるとするもので、これによって大東亜共栄圏建設の前進を主張するものであった。したがって大島の主張は、現地の独立運動なり民族主義と日本の政策を結びつけようと意図するものではなかった。このことは大東亜共栄圏なる理念が必ずしも一つのものではなく、軍と外務省、ならびに外務省内部にもそのとらえ方には相当の乖離が存在したことを示している。そしてこうした理念をめぐる乖離が存在したために、仏印植民地政権の温存がなされ、あるいは昭和一八年八月に締結された『マライ』及『ジャン』地方ニ於ケル『タイ』国領土ニ関スル日本国『タイ』国間条約」にみられるように、本来日本の領土でもない地域の帰属を日・タイ間で決めてしまおうといった、民族自主、民族独立の尊重という原則にまったく背馳する施策がとられていたのである。

ともあれ政策の契機を目前の戦争遂行努力の中に求めるか、政治的な戦争目的としての大東亜解放に置くかという観点からみれば、外務省は後者により重点を置いていたと考えたであろう。しかし陸軍はこうした外務省に対し、「枢軸国人にたいしては友好的態度をもつて臨むこと。今次戦争は白人対有色人種間の民族戦争ではないから、枢軸国人にたいしては、一概に白人として、排撃して米英が企図している人種闘争の形態に導かないことが肝要である」とする論理で対抗した。そして仏印の静謐を確保する最適手段として現状維持政策を位置づけていた。また外務省としても理念はともかく、ヴィシー政権が親独政権として存在し、仏印における日本の地位を保証していた前述の諸協定がヴィシーとの間に成立した関係上、仏印を自らのイニシアティブで混乱させることはできなかった。

人種戦回避という論理は、昭和一六年一月五日、「帝国国策遂行要領」が採択された御前会議における論議にすでに登場している。この会議の席上、原嘉道枢密院議長は、白人対黄色人の観点から日本が参戦した場合の独英、独米関係に着目し、以下のように政府統帥部に注意を喚起した。「ヒトラーも日本人を二流人種だと言っており、ドイ

ツとしてはまだ米国に対して直接宣戦していない。日本が米国を攻撃した場合、米国民の心理はヒトラーを憎むより日本に対する憤慨の方が大きいであろう。……中略……従って日米戦となれば、独英、独米間の話がつき、日本だけ取り残されることになるかも知れぬことを虞れる。すなわち米国人のヒトラーに対する憎悪が、黄色人種たる日本人に対する憎悪に転化し、英米の対独戦争が日本に向けられる結果となることを覚悟しなければならない。政府は人種の關係を深く考慮し、アリアン人種全体から包囲され、日本ひとり取り残されぬよう警戒されたい。この発言に対して東条首相は、「人種戦にならぬよう施策せよとの御意見はごもっともで、南方作戦の成果を利導して独伊に働きかけ、独英、独米の単独講和を避けるように施策したい。……また戦争名義をどこに求めるかについては米英の圧迫により日本の生存が強く脅威されているなどを闡明する……。いずれにしても人種戦にならぬよう十分注意する。」と述べたのであった。⁽¹⁾

一二月八日の開戦にともなうて、日本の戦争目的として「自存自衛」が強調され「大東亜新秩序建設」が従属的戦争目的とされた理由の一つはここに存在する。しかし一二月一二日の「大東亜戦争と称するは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定する意味にあらず」とした情報局新聞発表や、翌年シンガポール陥落に際して、東条首相自身が帝国議会において戦争目的が民族解放にあることを強調したことをみても、目的論議は当初から混乱していた。⁽²⁾

さて陸軍中央もまた、原枢府と同様に欧州局部和平(独・英米和平)が成立した場合、日本は唯一の枢軸国として太平洋戦場に取り残されるという、白色人種による日本包囲の悪夢を共有していた。大戦中参謀本部に一貫して起伏する「独ソ和平仲介」構想などの対ソ施策に関する基本的発想には、人種戦への恐怖とも言うべきものが色濃く反映している。さらに陸軍中央が戦争目的の拡大に反対した理由として、戦争終末時期の捕捉との關係に着目する必要がある。陸軍中央は戦争目的が「自存自衛ヲ全ウ」するの一事に集中すれば、蘭印を中心とする英米圏から石油その他の

戦略物資の入手が確保され、かつ概ね日華基本条約の線に基いて（対米交渉最後案「甲案」の趣旨で根本的修正が必要であるとしていたが）「支那事変」が解決される保障が得られれば、日本は南方および中国から全面撤兵をなして戦争を終末に導くことができるとしていた。したがってこうした立場からすれば、「大東亜新秩序建設」が戦争目的に加えられると、戦争終末時期の捕捉はきわめて困難になるわけである。たしかに「対米英蘭蔣戦争終末促進ニ関スル腹案」において、ビルマについては対英戦争遂行手段としてその独立を企図していたが、アメリカに対しては、「比島ノ取扱ハ差シ当リ現政権ヲ存続セシムルコトトシ、戦争終末促進ニ資スル如ク考慮ス」としている点をも、陸軍中央の発想にはその限りに於いて整合性が存在したといえよう。¹³⁾

もとより絶対戦争の様相を深めつつあった第二次大戦において、右の如き主観的判断がどこまで意味を持ちえたかは別の範疇に属する問題である。しかし戦争指導計画の作成を終始主導した陸軍中央のこうした考え方は、全体として昭和一八年以降のより明確化されたアジア政策の運用を拘束し続けたのであり、周辺地域である仏印に対する政策においては、「静謐保持」という具体的目標を継続させることとなるのである。

ともあれ、昭和一七年一月八日の連合軍の北アフリカ上陸、あるいは一八年一月の南京国民政府の参戦にともない実施された日本軍の広州湾進駐をめぐる一連の対仏印交渉においても、日本の政策の基本は「静謐保持」で一貫する。それは仏印を事実上の独立国として扱うことで「静謐保持」を達成しようとするものであった。¹⁴⁾

仏印総督ドクローも、一七年一月四日および二四日の日本側との会談において、「大東亜戦争当初以来日本軍ノ為ニ尽シ」またこの間「『サポタージュ』ノ行為一ツタニナキヲ以テ自分ノ態度ハ了解セラレ」たいとし、さらに「自分モ仏印内ノ秩序及静謐ノ確保セラルルコトニ付テハ日本側ニテ仏印政府ノ対土民問題（独立運動ヲ指ス）ニ付障害ヲ加ヘラレサル限り凡有ル保障ヲナシ得ヘシ」と語り、対日協力姿勢を依然継続させていたのであった。¹⁵⁾

三 仏印内部の情況

仏印政權の対日協力は、本國がドイツに占領された後、仏印におけるフランス主權を維持する唯一の選択であつたと見える。しかしその統治の継続は當然のことながら昭和一五年以前のあらゆる局面の継続を意味するものではなかつた。

經濟面において、ドクーは仏印を中央統制經濟体制に改編するための一連の政策を実施している。それはたとえばゴムや穀物の市場の独占や總督府の支持する輸入カルテルの実施である。またドクーはキニーネ等の製薬、化学工業等についても現地仏印政權が後援する方式を採用した。これらの措置は、一六年末より仏印が經濟的に本國と切断され、日本の經濟圏に参加することを余儀なくされる情況の中で、日本經濟への完全な從屬だけは回避しようとしてなされたものであつた。⁽¹⁶⁾

統治行政の面においてドクーは、ヴィシーへの忠誠を示す一連の行動をとつた。また本國で実施されたような新しい形の右翼的動員を開始するとともに、一六年には「フランス戦士団 (Légion Française des Combattants)」のインドシナ支部を設置し、他の政治団体を廢止した。

さらにドクーは、本國からの詳細な指示から自由になつたために、インドシナにおける行政機構の近代化のための改革を実施し、一七年から一八年にかけて、以前より若干高い行政責任を現地に委ねることを許可している。⁽¹⁸⁾ また一八年五月には、一五年以来停会となつていた仏印連邦會議を改組し、二三名のフランス人議員に対して三〇名の現地人議員の加入を認め、名目的ではあつたが現地人の政治参加を拡大し民心の收攬をはかつている。⁽¹⁹⁾ 日本側はこの時期、日本語教育の推進、ヴェトナム語新聞の後援、文化使節の派遣等の日仏印親善工作を活潑に行つていたが、ドクーはこれに對抗して、現地人に対する技術、職業教育機會の拡大を実施している。さらにスポーツおよび體育教育を通じる青年運動も組織され、これには若干であつたがヴェトナム人にも參加の道が開かれていた。⁽²⁰⁾

しかしこうした宥和的施策の反面では、報道検閲が義務づけられ、フランス人社会の反ヴィンシー分子の排除が強行された。また民族主義運動には徹底的弾圧が加えられ、たとえば一八年三月には、民族主義運動の温床ともいえるべきカオダイ教徒の一大検査が実施され、逮捕者は全仏印で七〇〇名余にのぼったと言われる²³⁾。

当時の日本の対仏印政策の基本と、ドクー総督のこれらの施策による仏印内部における統治体制の強化をあわせて考へるとき、「静謐保持」を目標として仏印を事実上の独立国として扱うという日本側の方針と、仏印側の施策が親和した情況が生み出されていたと考えられる。そして結果的にその情況が昭和二〇年春まで日本側の現状維持的政策が継続しうる条件となったと思われるのである。日本が銃剣の圧力のもとに仏印側の協力を強制したという基本的構図はもとより否定すべくもないが、仏印内部において、政治経済両面にわたるきわめて中央集権的な統治の再編成が実行されていたことを看過すべきではないし、結局のところそれが戦争最終段階まで武力処理を遅らせた比較的大きな原因の一つであったことは強調しておきたい。

第二章 戦争目的の再定義と仏印処理

一 「大東亜新政策」と仏印

昭和一八年は戦局の分水嶺であった。二月に日本はガダルカナルから撤退し、夏には東部戦線において独軍のクルスク突出部に対する攻勢が挫折し、独ソ戦におけるドイツの終りの始まりとなった。さらに九月にはイタリアが降伏し、ようやく枢軸側の敗勢は明らかになりつつあった。

こうした情勢下にあつて一八年四月二〇日外相に就任した重光葵は、「主権尊重と平等対等の関係の樹立をもつて、支那を初め東亞諸民族に臨むのでなければ、この戦争は日本にとって無意味である」とする認識に立って、前年から駐華大使として推進してきた「対支新政策」を直ちに東亞全域に及ぼすことに着手した。そしてこの政策理念は一

月の「大東亜共同宣言」として明示されることとなる。²²⁾

「対支新政策」が主眼とした日中不平等関係の改善を意図する「日華同盟条約案」（一八年四月二〇日）から、一八年八月に始まる安藤義良条約局長を幹事長とする「戦争目的研究会」での検討をへて「大東亜共同宣言」に至る過程は別途検討を要する重要問題であるが、²³⁾ここでは従来の「大東亜共栄圏建設」という理念がいかなる形に変化し、それがどのような意義を有したかについて触れておきたい。

「大東亜新政策」の原型となった「日華同盟条約案」には「大東亜憲章」という副題が添えられていた。その「趣旨」は以下のようなものであった。(一)本条約は「我カ公正ナル戦争目的ノ表示ニ依リ大東亜諸國ノ自発的協力及結合ヲ計ルヲ目的」とする。(二)「戦後ノ抱負ヲ宣明シ敵側ノ策動ヲ完封シ併セテ敵ノ武器ヲ奪フヲ我ニ於テ之ヲ利用」^{引用文}する。(三)「国内ニ対シ我戦争目的ヲ明示シ、将来ニ対スル國民ノ大責任ヲ自覚セシメ、戦争完遂ノ精神ヲ喚起セントスル」、(四)「本条約ハ大東亜機構建設憲章ノ実体ヲナスモノニシテ共栄圏内各國(日・満・華・泰・ビルマ及比國)カ一ツノ共同機構ヲ作り定時若ハ隨時ニ東京又ハ其ノ他ノ地ニ於テ合同シ戦争遂行上及今日ヨリ平和時ニ於ケル共力^{共同}ニ付テ協議スルノ組織ヲ成立セシメントスル」、(五)「從ツテ本条約ハ平等衡平ノ建前ヲ堅持シ帝國ノ大東亜共栄圏ノ指導者タルコトハ事実問題トシテ苟モ表面ニ現ハサザルコト得策ナリトス」。²⁴⁾

この「趣旨」の特徴は、一九四一年八月英米首脳が共同宣言の形で発表した大西洋憲章を対抗する理念として強く意識している点である。大西洋憲章は連合国の戦争目的と戦後国際秩序のあり方を明示したもので、領土不変更、被侵略国の自治および主権の回復、²⁵⁾通商の自由と開放経済体制の促進、好戦国の非武装化のほか、将来における一般的安全保障制度の確立を謳っていた。前記の「趣旨」においては、日華同盟条約を基軸として「大東亜」諸国の結合を実現するためにふさわしい戦争目的である「大東亜憲章」が明示され、さらに各国共同の協議機関として「大東亜機構」を組織して戦後に備えるという構想が明らかにされている。要するに大西洋憲章と対抗するためには、日本の戦

争目的は(二)にあるとおり、英米のそれを「利用」するか、あるいは先取りして「敵ノ策動ヲ完封」しうる戦後構想をその中に備えなければならなかったのである。

一月の「大東亜共同宣言」では従来「指導国理念」あるいは「共栄圏」といった排他的な文言が姿を消し、前文においては「大東亜各国ハ相提携シテ大東亜戦争ヲ完遂シ大東亜ヲ米英ノ桎梏ヨリ解放シテソノ自存自衛ヲ全ウシ……」として「自存自衛」は残っていたものの、戦争目的として(一)自主独立の尊重、(二)相互にその伝統を尊重し各民族の創造性を伸暢する、(三)互恵的経済発展、(四)人種差別撤廃、(五)文化交流の促進、(六)資源の開放などが掲げられた²⁶⁾。これ以降重光は帝国議会など機会ある毎に戦争目的としてこれらを強調してやまないのであった²⁷⁾。

こうした日本の戦争目的再定義の背景には、全般的戦況の悪化によって、三国同盟の戦略的意義が失われた結果、日本としては戦時外交上、他のアジア諸国アジア人の支持を獲得して米英に対抗する以外に道がなかったということが指摘できよう。さらに仏印処理との関係から考えると、この戦争目的政策が担った具体的な役割として、終戦への条件づくりの側面を看過することはできない。

重光は、自存自衛は戦う気分の問題であって、主張の問題ではない。アジアの解放と復興が日本の主張であり戦争目的である。この戦争目的が明らかにされることによって国民の戦意は昂揚し、また戦争目的が達成されればいつでも平和回復の用意があることになる。したがって戦争目的を高唱しかつそれを限定することは平和回復の基礎工作となるとしていた。約言すれば、重光の考え方は、日米戦争をより普遍的な原則をめぐる戦いであると強調することに よって、将来両国の政策が原則において一致するならば、和平を企図することも正当化しようとするものであった。この意味において、「大東亜新政策」のめざすところが大西洋憲章と「相对」しかつ「共通性」を有することは、和平への伏線となっていたのである²⁸⁾。

右にみた戦争目的の再定義を前提とすれば、アジア地域に唯一残存した欧州植民地仏印の処理とその独立支援は、

戦争目的政策の観点から、外務省にとって是が非でも現状変更を必要とする象徴的問題となってくるのである。⁽²⁹⁾

大本営政府連絡会議において、仏印武力処理を最初に提起したのは重光外相であった。この案件が最初に提議された日時は確定できないが、昭和一八年秋であったことは推定できる。陸軍はこの外相発言に一驚し、杉山参謀総長が戦争指導班にその研究を命じたことが武力処理準備の始まりであった。⁽³⁰⁾一八年一月二日には参謀本部第二課長の服部大佐が、南方軍第一課高級参謀榎田大佐に「中央ニ於テハ対仏印処置ニ関シ緊急研究中ナルニ付近ク上京ノ節『情勢ノ変化ニ伴フ対仏印武力（実力）発動措置ニ関スル貴軍案』ヲ聴取致度付準備セラレ度」と指示し、統帥部の準備作業はこうして開始されている。

この後、南方軍と印度支那駐屯軍の意向を聴取しつつ昭和一九年一月一九日から仏印武力処理の場合の陸海軍中央協定に関して主務者の調整が進められ、一方大本営政府連絡会議では一月二四日「情勢変化ニ応スル対仏印措置腹案」⁽³²⁾を決定した。この決定をめぐっても外相は、「反枢軸側ハ大東亜切崩シノ為『タイ』及仏印ニ対シ積極的策謀ヲ企図シ、且『ドク』派中ニハ相当ノ反枢軸勢力カ混入シアルヲ以テ本件措置ハ敵側情勢ノ推移ノミニ捉ハルコトナク、当方ヨリ情勢ヲ洞察シ積極的ニ手ヲ打ツコトアルヲ予期ス」⁽³³⁾ときわめて積極的であった。同時期芳沢大使も陸軍省関係者との懇談の際「仏印に対する帝国の態度は仏本国ビシー政府の存在の有無により決するを可とし、ビシーがなくなった場合、依然現在の仏印の統治機関の活用を企図しても無駄である。この際、明瞭に安南人に対し独立の希望を与え将来に希望を抱かせることが得策である」⁽³⁴⁾と発言していた。いかに外務省が積極的であったかがうかがわれよう。

こうした外務省に対して最も消極的であったのが陸軍中央であった。昭和一九年一月二四日の連絡会議の席上杉山参謀総長は「本件措置ハ万已ムヲ得サル場合ニ対応スル為ニハ今ヨリ準備ヲ講ジ置カサレハ機ヲ失スル虞アルヲ以テ準備ニハ万全ヲ期スヘキモ之カ実行ノ時期及方法ハ中央ニ保留シ不測ノ状況進展ヲ防止ス」⁽³⁵⁾と述べていた。結局「腹

案」においては「仏印ノ静謐保持ノ既定方針ヲ堅持」し、「現住民ノ民族運動ヲ誘発スルカ如キコトキコトハ之ヲ避ケ」と決定された。³⁶この段階で陸軍が現状維持に固執しているのは、従来の「人種戦回避」という理由の他に、戦面の拡大を避けたいとする意向があったことは言うまでもない。

ともあれ「腹案」決定にともなつて昭和一九年一月二八日、大本営は「対仏印武力処理準備ニ関スル陸海軍中央協定」を関係部隊に指示し、³⁷現地軍もまた武力処理の準備に入った。しかし陸軍中央の「情報真ニ已ムヲ得サル場合」にのみ武力処理を限定するという意思はきわめて強固であり、外務省とともに比較的処理に積極的であつた現地軍に對しても、民族運動の誘発を避けると決定してその独走に歯止めをかけている。³⁸駐屯軍参謀として政務を担当することになつた林秀澄中佐は、一九年一月、赴任直前の参謀本部におけるブリーフィングで、第六課（欧米）南方班の矢野連中佐から、「人種戦回避」の方針を強調されていた。³⁹

二 独立運動と日本

大戦中日本側と接触していた仏印現地地の独立運動グループは、三つに大別される。

第一は戦前から東京に亡命していたクオン・デ公を中心とする越南復国同盟と称する人々である。クオン・デは明治三八年日本に亡命後、東京において犬養毅、頭山滿らの主宰する大亜細亜協会（如月念の保護を受けていた。大戦中、大亜細亜協会の責任者は、明治四〇年からクオン・デと面識のある松井石根大将であり、彼が引続きクオン・デを支援していた。こうした長期にわたる日本との関係から、多年仏統治下に敵しい弾圧を受け続けてきたヴェトナム民族主義者は一般に日本軍の進駐を歓迎していた。彼らは独立達成のため日本軍の利用価値を認め、日本側との接触を続けていた。これらの中には、チャン・チョン・キム、ゴ・ディン・ジユム、フィン・フリー・ソーといった人々がいた。

現地の独立運動は大使府や憲兵隊の工作もあって徐々に活発化していったが、昭和一八年七月には松井石根がサイゴンを訪問し、ヴェトナム人記者を前に「日本は英米仏の意志がどうであれアジア諸国を解放する⁽⁴⁰⁾」と演説し、これ以降運動に拍車がかかったといわれる。情勢を懸念した仏印警察当局は、同年一〇月から一一月にかけて、独立運動の弾圧を強化し、関係者の逮捕を図った。日本側はやむなく数人の親日分子をバンコックとシンガポールに逃亡させ、また仏印政権との関係悪化を恐れ、親日派との接触場所となっていた日本語学校を閉鎖するという措置をとっていた。なお右にあげた独立運動家以外にも、ヴォ・ディン・ジ、グエン・スエン・チュイ、レ・トアンといった人々が復国同盟の国内グループとして日本側と接触していたといわれる。また復国同盟の資金はカオダイ教徒の渉外部長チャン・クアン・ヴィンがまかなっていたとされている⁽⁴¹⁾。

昭和一八年末に至って、仏印武力処理の必要が考慮され、同時に外務省を中心にその独立が提言されたことは先に触れたが、中央での「静謐保持」方針の固さを反映して、参謀本部は独立運動にきわめて警戒的であり、そもそも現地軍が独立運動に関係するから軍費交渉で仏印政権からピアストルがとれないと、独立運動派分子と現地軍の接触に反対していた。

翌一九年六月頃からは、連合軍の北フランス上陸にともない、仏印側の独立運動弾圧はさらに厳しさを増していった。六月にはカオダイ教のチャン・クアン・ヴィン引渡し要求があり、七月九日にはゴ・ディン・ジユムが仏印当局に逮捕されかきり、ユエ憲兵隊に逃げ込むという事件が発生している。ゴ・ディン・ジユムは駐屯軍の林参謀がユエから救出し、サイゴンの陸軍病院に保護していた⁽⁴²⁾。

同時期、在東京のクオン・デから松井大將を通じて、安南独立運動家二〇ないし三〇名を送れという要請が現地軍に届いた。この松井大將の書簡はヴォ・ディン・ジが伝書使となつて林秀澄参謀に宛てられたものであった⁽⁴³⁾。現地軍としては、独立運動との関係に警戒的な中央の方針を忖度し、当初これを拒絶するように考えていたが、結局一九年

一〇月、駐屯軍河村参謀長上京の際二名を同行させている。二名は復国同盟系のヴ・ヴァン・アン、およびヴ・オ・ディン・ジにつらなるレ・トアンであった。⁽⁴⁴⁾しかし彼ら二人が東京で大亜細亜協会あるいは参謀本部第二部第四班方面から具体的にいかなる指示をうけたかなどは明らかでない。

現地では日本側が接触した第二のグループは、カオダイ教、ホアハオ教という宗教団体であった。カオダイ教徒は一八年頃、クオン・デの復国同盟に加わることになるが、この宗団との接触には、日本側では蓑田不二夫サイゴン総領事と大南公司社長の松下光広⁽⁴⁵⁾が深くかかわっていた。松下は亡命していたクオン・デの古い友人であり、クオン・デとタイニン省のカオダイ教徒との連絡をとっていた。昭和一七年八月以来、南部のヴェトナム人が愛国心よりも信仰心から犠牲的な行為を行うことに着目した日本側（大使府・憲兵隊）は、チャン・クアン・ヴィンなどを通じてカオダイ教徒を強力に支援しはじめた。カオダイ教徒の軍事訓練は日本人教官が実施し、サイゴンのシヨロン地区には部隊駐屯地が作られ、兵補部隊が編成された。もともとこの部隊は仏印側との関係を慮って「特殊雇用人」との呼称を用いていた。カオダイ教徒の諸部隊は約三、〇〇〇名にのぼり、昭和二〇年三月九日の対仏武力行使が彼らの初陣となった。これら諸部隊の指導には中野学校出身者が投入されていた。⁽⁴⁶⁾なおホアハオ教団も当初日本軍に協力し、労働力を提供したり兵補も出していた。また日本側も昭和一七年、仏印当局に逮捕された教祖を憲兵隊が教徒とともに奪還して保護するなど支援していたが、この教団の仏印側地方官庁や警察に対する反乱活動があまりに過激なため、日本側も不安を感じはじめ、一八年七月仏印当局が一斉検挙に出たのを機会に、徐々に関係が薄れていった模様である。

最後のグループはヴェトナム北部のトンキン地方のものである。昭和一五年の北部仏印進駐の際、ランソンで蜂起した復国軍を、仏側との協定成立により日本が見捨てたために、この地方では対日不信感を抱いていた人々が多かった。⁽⁴⁷⁾しかし仏印当局の弾圧に生き残り、あるいは中国へ逃亡しなかった分子を中心に「大越」と称するいくつかの親日政治団体が登場した。「大越国家連盟」、「大越民政党」と称する団体がこれである。そしてこれらを合作させよう

とした日本側の政治工作も存在したようである。ただしこれらの団体の構成員の詳細や内部組織は不明の部分が多く、少くとも昭和二〇年三月九日以降のヴェトナム政府の創設について特定の役割を果たしたということはないようである。⁽⁴⁸⁾

以上は日本と現地独立運動の関係の一部分であり、今後解明を要する点も数多く存在するが、関係者の証言などから総合すれば、武力処理前夜には、復国同盟系の親日反仏の政治団体は対仏武力行使に際して日本側に協力する体制が概ね出来上がっていたと考えられる。

ただし独立運動に対する日本の態度は、軍費交渉その他の仏印側との関係を維持するため、一方で消極的ならざるをえず、しかしながら他方では、現地の情況から安南人の独立運動を全面的に否定することはできないという、きわめて微妙な立場を反映したものであったことは留意する必要がある。これもまた中央における「静謐保持」と「大東亜解放」の二つの相剋する政策目標が生み出したシレンマに他ならないからである。こうした日本側の態度を当時の仏印軍最高司令官モルダンは次のように描写している。

「もし、一九四四年に日本が強力だが善意あるリーダーとしてインドシナに現われ、フランスを打倒した後に、日本による独立という美名のもとにヴェトナムとの協力を申し出ていたら、私はインドシナにおけるフランスの将来に絶望していたことだろう。ところが不可解なことに、日本は圧倒者フランスに対し、少くとも表面上はかなりの尊敬を示さえた。それに反して現地人特に安南人に対しては、不器用な態度をとった。」⁽⁴⁹⁾

このシレンマは、大戦後今度はフランスとヴェトナム独立運動の間に立って影響力を行使しようとするアメリカ政府が直面することとなる。

第三章 武力処理の決定と統治問題

一 戦局の悪化と武力処理の決定

日本が仏印武力処理を決断する最大の契機となったのは、第一に昭和一九年六月の連合軍の北部フランスへの上陸とヴィシー政権の崩壊であり、第二に太平洋戦場における全面的敗勢であった。

八月のヴィシー政権の崩壊は、これまで日本と仏印の関係枠組を定めていた条約・協定の基礎を切崩したのである。また同年、アジア大陸部でとられた二つの日本の攻勢——インパール作戦と一号作戦——のうち、インパール作戦は七月には失敗が明らかとなり、他方四月に開始された一号作戦も、一〇月に桂林、十一月九日に柳州を陥落させたものの昆明を抜くまでには至らなかった。さらに西太平洋においては六月以降マリアナ海戦の敗北、サイパン失陥等の事態によって日本は守勢一方となっていた。いわゆる絶対国防圏は急速に崩壊しつつあったのである。

こうした戦況の進展を背景として、仏印におけるレジスタンス活動の体制もいよいよ出来上がりつつあった。すでに早く自由フランス政府は昭和一八年中にアジアでの戦争参加を決意していたが、一九年七月、アジアにおけるイギリス特殊作戦執行機関 (Special Operations Executive: SOE) の実施部隊であるイギリス第一三六部隊 (Force 136) とともに活動していた自由フランス軍のド・ラングラー少佐は、パラシュートでトンキンに降下し、仏印軍最高司令官モルダン將軍との連絡に成功した。モルダンはレジスタンス運動の組織化に着手することに同意し、当初これをドク——総督には知らせず、単に高齢を理由に司令官の職を辞し、レジスタンス運動に専念することとなった。九月一〇日モルダンはドゴールによって正式にインドシナにおけるレジスタンスの司令官に任命され、同時に極東派遣フランス軍先任司令官で東南アジア軍 (South-East Asia Command: SEAC) への派遣フランス軍事使節団長ブレイゾー將軍の直接指揮下に入っている⁵⁰⁾。十一月九日には再び潜入したド・ラングラー少佐がハノイの総督府でドクと会見した。

この時までにはドクーはモルダンのレジスタンス組織の存在を知らされていた。ドクーはモルダンがパリから権限を与えられていることに不満であったが、結局公式には総督であり続けることを余儀なくされた。⁵⁴⁾

現地日本軍はこうした一連の動きについて必ずしも細部まで把握してはいなかった。しかし仏印軍の田園地域への分散と防衛築城の実施、現地住民の募兵の強化、「仏人諜者」の空中からの潜入、これらとインド、中国との無線連絡等については情報を入手しており、仏印側は明らかに対日敵性を示しはじめたと判断していた。⁵⁵⁾

こうした情況下に、昭和一九年九月一四日、最高戦争指導会議の了解「情勢ノ変化ニ応スル対仏印措置ニ関スル件」、越えて二〇年二月一日の最高戦争指導会議決定「情勢ノ変化ニ応スル仏印処理ニ関スル件」によって対仏印武力処理が決定される。⁵⁶⁾

この間、外務省は一貫して日本が主導的に実施する早期武力処理と独立支援を主張した。外務省の情勢判断は、英米ソ三国のドゴール政権承認（一九年一〇月二三日）以来、仏印はドクー総督の一存で行政を運用しているとし、また仏印は日本の消極的態度によってその現状を戦争終結の見通しがつくまで維持し、植民地として仏印を将来にわたって確保しようとしており、形勢は樂觀を許さないとするものであった。そして仏印内部の攪乱のため、「重慶昆明方面ニ依拠スル共產系及国民党系ノ安南独立派ノ暗躍ハ米英ト蘇聯トノ提携ノ世界一般政局及支那ニ於ケル国共合作情勢ニ応ジテ益々危険ノ状況ニ進ミツツアリ」とする認識に立って、「日本ノ根本政策ハ已ニ決定シ大東亞宣言ニ表示セラレ居」るのであるから、「我背後ノ援助ニヨリ先ツ安南ニ独立ヲ恢復セシム肚ヲ決メ之ノ方向」で早期に処置すべきであると主張した。⁵⁷⁾

外務省の積極姿勢に対して、陸軍は依然として慎重であった。梅津参謀総長は一〇月二八日の最高戦争指導会議で、外務省の趣旨には同意であるが軍事上の準備が完了していないという理由で処理の決定に反対した。⁵⁸⁾ 陸軍としては一〇月一八日発動された捷一号作戦——フィリピン決戦——に全力を投入する必要があったからである。一九年のこの

時期の論議は、結局一月二日の最高会議で陸軍側の「仏印問題ノ決定ハ時期尚早」という判断が確認された。⁵⁶

しかし一月中旬大本営がレイテ決戦の指導を事実上断念したことは、武力処理の必要性を認めながらも、その決定を遷延してきた陸軍中央に最終的決断を迫ることとなった。その最大の理由は、フィリピン作戦の失敗が米軍による仏印上陸の可能性を一挙に浮上させ、仏印がもはや後方ではなく前線となるという戦局の進展であった。もとより連合軍には南西太平洋戦域において仏印に進攻する計画はなく、マニラ占領後ルソンから北へ向うことをすでに決定していたが、これを日本側は知る由もなかった。加えて二〇年一月一二日の米海軍第三八任務部隊の艦載機による仏印大空襲は、米軍上陸近しとの判断を各方面で固めさせることとなった。⁵⁷ さらにビルマにおける東南アジア軍の総反攻は二〇年一月二日にはアキヤブに達し、事態は切迫の度を加えていた。⁵⁸

こうした情勢の緊迫化を背景として、昭和一九年一月三〇日、最高戦争指導会議は、翌年一月中旬までに仏印処理の決定を行うという重光外相の提案を了承した。越えて一月一六日、参謀本部第二課は「今後ノ綜合作戰計画」の中で、連合軍の来攻時期を小笠原には一―二月、台湾・南西諸島には三―四月、東南支那には二―三月、千島には五月と予測し、仏印に関しては「機宜武力処理ス」との方針を示した。⁵⁹ これに基づき、翌一七日「対仏印武力処理及処理後ノ防衛ニ関スル陸海軍中央協定」⁶⁰が南方軍に指示された。「現仏印政権及其ノ武力ヲ打倒シテ之ヲ屈伏セシメ以テ仏印ヲ安定確保シ之カ防衛態勢ヲ強化スル」ための武力処理はかくして決定されたのであった。

この間、一九年一月にはかねて辞意を表明していた芳沢大使が更迭され、同二四日外務次官松本俊一が特派大使に親任された。また駐屯軍町尻司令官も一二月土橋勇逸中将と交替した。さらに印度支那駐屯軍は一二月二〇日第三八軍に改編され、第二二、第三七の両師団が中国から、第二師団がビルマから、それぞれ第三八軍の戦闘序列に編入され、兵力の集中が開始された。

二 「印度支那政務処理要領」

武力処理の決定はなされたものの、それ自体は現地における独立支援の早急な具体化を意味するものではなかった。二月一日の「情勢ノ変化ニ応スル仏印処理ニ関スル件」決定をめぐって、さらにそれから二月二六日の「印度支那政務処理要領」決定に至る間、⁶²⁾中央および現地にあつては、武力処理後の独立施策をめぐって紛糾が続いた。

この紛糾は、外務省のあくまで独立支援を貫徹しようとする姿勢と、仏印処理の目的をあくまで作戦上のインドシナ防衛強化のみとし、武力処理を自存自衛上必要最小限の措置として位置づけようとする陸軍の態度との相剋から生じたものであった。そしてこの対立に大きな影響を与えたのは、意外にも政策そのものの対立ではなく、日ソ関係への配慮という外部要素であった。

昭和一九年一月一〇日ソ連とドゴール政権との間に締結された「蘇仏同盟及相互援助条約」は、公表された限りでは欧州のみに適用されるものであったが、もし万一アジアに適用された場合には、日本の仏印処理は日ソ関係の悪化、最悪の場合対日参戦を引き起しかねないと危惧された。また前仏印総督カトルーが駐ソ大使であったこともこの懸念を深めた。重光外相の対応は早く、一月二二日には佐藤駐ソ大使にソ連側の意向打診を訓令し、大使はロゾフスキー外務委員代理、モロトフ外務委員と会談している。その結果一応この懸念は取除かれ、⁶³⁾仏印武力処理の方針は変更されなかった。しかし「仏ソ同盟」と日ソ関係への懸念は、参謀本部の中に根強く残り、⁶⁴⁾仏印処理の名目と独立問題に対して、重大な影響を及ぼすこととなる。

二月一日の決定をめぐる陸軍と外務省の対立点は以下のように約言できる。陸軍は、米軍上陸の可能性があるので処理は行う。しかし仏印処理が日ソ関係に悪影響を与えないようにするため、仏主権を否定する行動すなわちインドシナ三国の独立は行わない。処理は自存自衛上最小限の措置であり、処理後も仏主権を認めつつ、一時日本軍が仏印を管理するという建前をとる、と主張した。⁶⁵⁾これに対し重光外相は対ソ関係がきわめて慎重を要することは勿論であ

るが、武力行使を行う以上主権を認めるといつても無意味であり、帝国としてはあくまで大東亜解放、民族解放の方針に徹底し、「武力行使ト共ニ間髪ヲ入レズ」安南、カンボジア等を独立させ、これを日本が擁護すれば、それは日本に領土的野心がないことを示し、日本の意図は侵略ではなく、「大東亜共同宣言ノ趣旨ニ則ル」行為となり、ソ連に乗ぜられる危険はない。ソ連も民族解放には反対できないのであるから、処理目的に「独立支援」を明示すべきであると強調した。⁶⁶⁾

しかし、最高戦争指導会議幹事の真田陸軍省軍務局長は、「民族解放ヲ名目トセハ人種戦ニ陥ル虞アルノミナラス安南ニハ目下独立指導者ナク且指導者ノ培養モ実施シアラサルヲ以テ独立ハ空手形ニナル公算大ナリ、従ツテ独立問題ハ現地ニ一任スルヲ可トスル」と反論していた。⁶⁷⁾

二月一日の最高会議決定では右にみた対立から、名目に関しては「自存自衛上ノ絶對ノ必要ニ基キ……機宜自主的ニ武力処理ヲ行フ」として陸軍の主張を認めた形になっていた。しかし処理後の統治については、「差当リ之ヲ軍管理下ニ置ク」という文言と、「現地軍ニ於テ適宜安南国等ノ独立的地位ヲ向上支援シ積極的ニ我ニ協力セシムル如ク施策ス」という文言が併記されていた。⁶⁸⁾このために現地においては、処理後の速やかな独立を予期する大使府と、治安回復後に行うとする第三八軍の対立が激化することとなる。陸軍を仏印処理に動かした契機は、一九年末以来の戦局悪化にともなう現実の必要であり、他方外務省にあってはその契機は一八年以来の大東亜新政策の実行であったことはすでにみた。そして両者の政策の基本にわたる調整が結局のところなされないまま、両者各々の思惑が仏印武力処理において交錯したがために、独立問題をめぐって対立が生じたのである。「統帥部ノ措置ト政策ノ運用トカ完全ニ一致シテ始メテ本案ヲ成功裡ニ実施シ得ル次第ナリト信ス」とした重光であったが、この時点においてもインドシナ三国独立の実現は流動的であった。⁶⁹⁾

現地における処理後の統治構想をめぐる軍と大使府の対立は、中央における争点を反映して、武力処理後インドシ

ナ独立を即時実現するか、治安回復とするかというところで争われた。さらに現地にあつてはこの争点のコロタリ
 ーとして総督府行政に大使府員を充当すべきか否か、大使府を存続させるべきか否かが焦点となった。この問題は一
 見原則の問題ではなく、処理後の統治組織をめぐる単純な技術的問題と考えられるし、また土橋司令官も処理後その
 職を失う外交官の地位に関する外務省側の消極的抵抗であると考へていた。⁽⁷¹⁾しかし実のところ、この問題も外務省の
 インドシナ独立を確実ならしめようとする努力の一環であつた。なぜなら大使府の存在は独立したインドシナ三國に
 対する日本の外交承認を予定するものであつたからである。しかし大使府からの来電をみる限りでは、現地軍は独立
 問題についてすべて反対しており、大使府は外交使節が組織として残置されることが許されない限り、独立問題は永
 久に流れてしまふかも知れないと恐れていた。こうした事情故に、松本大使は二月一五日重光大臣に対して、中央で
 処理後の施政方策を決定するよう懇請した。⁽⁷²⁾

これをうけた重光外相の提議によつて「印度支那政務処理要領」が二月二六日の最高戦争指導会議で決定される。
 中央での決定に応じたこと自体、陸軍の譲歩であつたが、陸軍が独立問題について外相の主張を受け入れた最大の理
 由は、結局のところ「対ソ静謐保持」の見地から、独立支援が日ソ関係悪化防止のための最適手段であることを認め
 たからである。かくして「処理要領」においては「武力ヲ行使スル場合」に、(一)「日仏關係ハ戦争ニアラサルモノト
 ス」、(二)「仏国直轄タリシ地域ニ於テハ軍政ヲ施行ス但外部ニ対シテハ其ノ旨明示スルヲ避ケ日本軍ニ於テ一時其ノ
 行政ノ管理ニ任スルノ建前トスル」、(三)「印度支那全域ニ亘ル共通事項ニ付テハ差当リ我方ニ於テ之カ実施ニ任ス」、
 (四)「速ヤカニ安南国等ヲシテ自発的ニ仏國トノ保護条約破棄等ノ拳ニ出サシメ独立回復ノ事項ヲ闡明ニス」とされ、
 とにかくにも独立支援について外務省の主張が貫徹されたのであつた。

第四章 結 論

明号作戦は、以上にみたような曲折を経て、昭和二〇年三月九日夜から実施された。武力処理の後、実際の統治は仏直轄領であるコーチシナ・ハノイ・ハイフォン・ツーランについては軍政が施行されたが、外部に対しては一時軍が管理するとの建前がとられた。また総督府首脳部には日本人が充当され、インドシナ全域にわたる行政については日本が管理することとなった。⁷⁴そして三月一日には安南、一三日にはカンボジア、四月八日にはルアンプラバン王国がそれぞれ独立を宣言することとなった。いずれにしても武力処理は、インドシナにおける白人支配の終りの始まりとなったのである。

仏印武力処理の決定経緯に明らかのように、最終的決定の理由は、陸軍の米軍上陸間近しという判断であり、また外務省のインドシナ独立に関する主張が通ったのも、陸軍が日ソ関係への配慮について、外務省の論理を認めたがためであった。そして昭和一八年秋以降においても、統帥部の当面する軍事的要請が、より明確化されたアジア政策の運用を拘束し続けたと言いうるであろう。それはまた「大東亜解放」と「自存自衛」という戦争目的の乖離が戦争最終段階に至っても収斂しなかったことを意味している。さらに全面的敗勢に対処して能力一杯の軍事手段の投入を余儀なくされていた戦争終末期にあつては、すでに統帥部に「大東亜解放」を軍事的意味において構想する余裕はなかったのである。作戦発動当日の機密戦日誌は以下のように記している。「大東亜地域ニ最後迄中間的存在ヲ統ケ来タリタル仏印ヲ米英軍ノ接岸一步前ニ於テ遂ニ覆滅ス。仏印処理ヲ作戦的ニ観タル場合ニ於テハ大成功ト称スヘキモ、戦争指導的ニハ已ムヘカラルサル動機ノ存スルモノアリト雖後世史家ノ批判ニ俟ツヘキ点無シトセス。今後本次戦争力長期化シ就中独終戦後ニ於テハ人種戦惹起ノ公算大ニシテ帝国ノ終戦ニ一大支障ヲ及ホスヤ必至ナリ。」⁷⁵こうしたとらえ方をみると、統帥部は武力処理の決定に関して、機会主義的な対応に終始することを余儀なくされていたことは

明らかである。

これに対して重光外相は武力処理を回顧して次のように記している。「敵性を表示した仏国当局者を排除して、日本軍の安全を確保する場合において、民族的要望を承認し、独立政府をして政治を行はしむることは我が大東亜新政策の根本義に立脚する所以である。よって仏印における日本軍は、政府及大本營の命令に基き、仏印当局に対して仏印軍隊の武装解除を要求し、更に行政権をこれ等独立政府に引渡しむるよう措置した。仏印における安南、カムボジア等の独立運動に対する右の援助は、我が戦時における殆んど最後の大東亜新政策の運用であつた。⁽⁷⁶⁾戦後の記述であることを考慮しても、この一貫性と政策実施についての主導性にみられる確信は評価すべきであろう。

一般に戦争終末期の戦争指導において、国家やその他のグループがその戦争目的を変更することはしばしばあることである。和平を追求するために、一方では將兵に死ぬことを求めながら、戦争目的を放棄する必要があるかも知れない。こうした戦争目的の再評価は前線の將兵の死を無意味なものとす。しかし逆の場合も存在するであろう。この意味において、重光外相は自主的な戦争指導によって局面を打開することがきわめて困難となってきた時期にあつて、敗戦必至の見通しから、結局南方において日本の地位を戦後保持しえないものであるならば、むしろ仏印現地住民の民族的要望を支持していくことが必要であり、この方向こそが大東亜宣言の民族自主の精神の具現であり、加えて大西洋憲章にみられるような連合国の精神とも共通点を有すると考えていた。そして彼は仏印においても、一八年以降のより明確化された戦争目的の実現を追求し、敗戦を予期しつつ日本の戦争目的をより普遍的な正義に近づけようと試みたのである。別言すれば、それは政策の次元において、戦争遂行努力に意味を与えようとする日本政府の最後の努力を示すものに他ならない。

ところで仏印を除けば、大東亜新政策はその運用において、さしたる成果を得られなかった。主たる対象であつた対中国関係では、不平等条約の撤廃、専管租界の全面返還が汪精衛の南京国民政府との間に実現した。けれども、南

京政権が中国ナショナルリズムを真に代表するものとは言い難いのであり、またこの政策理念によって重光が大乗的な解決を企図した対重慶和平も、和平条件、交渉主体等について日本側の調整がつかず、敗戦までさしたる進展をみなかった。こうした実態を考えると、大東亜新政策の理念がきわめて理想的なものであるだけに、なおさら空漠たる印象をまぬがれない。

しかしながら、より広い視野からみると、大東亜新政策の実態的效果を何よりも雄弁に物語るものとして、アジアのナショナルリズムをいかにして自らの側にひきつけるかという、アジアの戦争の政治的な抗争領域で、日本のこの政策理念が連合国側に深刻にうけとめられ、それが戦後に至っても連合国を拘束したことは指摘しなければならない。白人帝国主義の軛からアジアを解放するという日本の戦争目的に直面した連合国のうち、イギリスはあくまでアジアにおける英帝国の「戦前状態の回復」を目指すか、アメリカの政策はその趣を異にしていた。

ローズヴェルト大統領は、戦争で触発された植民地人民の独立への悲願が、帝国主義国家の反対で挫折した時に生じ得る深刻な亀裂と、今日言う第三世界の登場を、戦後予想されるソ連勢力の膨張よりもはるかに懸念していた。このため彼はアジアの政治戦において、より進歩的な姿勢を示し、戦後における植民地人民とアメリカの良好な関係を保とうとした。そしてこの目的のために案出された構想が国際信託統治であった。ローズヴェルトはこの施策によって、植民地人民の独立願望に穏健な方向付けを与え、加えて勝利した大国の影響力を背景として、反欧米的でない新たな戦後アジアの国際秩序形成を目指していた。⁷⁷⁾

これらの信託統治構想へのアメリカの積極的関与は、カイロ宣言における朝鮮独立の明示であり、またアジア植民地への復帰を画策する英仏両国と抗争をくりかえしつつ、インドシナにおける国際信託統治設立を執拗に追求したことであった。カイロ宣言や大戦中のアメリカのインドシナ政策には、いずれも日本の戦争目的に対抗する現実の必要性が強く反映しているのである。⁷⁸⁾

連合国のうけとり方からすれば、日本は終始アジアの解放を主張したのであり、昭和一八年秋以降の戦争目的の變容もさしたる意味をもたなかった。しかし日本側では、際限のない戦争を予期しなければならない「人種戦」への懸念から、統帥部はこうした戦争目的拡大に反対し、外務省の追求する戦争目的政策を一貫して拘束した。それはアジアのナショナリズム支援という戦後にも向けられた政治目標と、当面する戦争遂行上の要請が相剋し交錯する過程でもあった。大戦末期の日本の対仏印政策はこれらの集約的表現であったのである。

一方アメリカも、その反帝国主義・反植民地主義は建国以来の理想であるとともに外交目的の一つであり、また戦中にあっても国内の反英帝国感情はアジア問題について根強いものがあつた。このためアジアにおける戦争遂行においては、合衆国と他の欧州植民地勢力が、アジア人の眼からみて、区別し難いものとなることを是非とも回避する必要があつた。⁷⁹⁾しかしローズヴェルト大統領の死までに、他の当面する軍事的要請からインドシナに対する信託統治構想は立ち消え同様となり、後継トルーマン政権は英仏の東南アジア復帰を承認するに至る。⁸⁰⁾しかし日本が敗戦によってアジアの国際政治から退場した後も、アメリカの「独自性」の追求から生じるジレンマは継続する。それは戦後米ソ冷戦のアジアへの転移過程の中で、アジアのナショナリズムの基本的要求を満たしつつ、他方欧州での冷戦遂行のため、英仏等同盟国のアジアにおける犠牲を最少限にしなければならないという、背反する要請として、アメリカ政府が直面するのである。⁸¹⁾そしてこのジレンマは他のどの地域よりもインドシナにおいて生ずるのであるが、その情況は大戦中すでに日本が経験していたのである。

(1) 本稿では、戦争目的に関する原則の宣言、施策の計画や行動方針すべてを「戦争目的政策」と総称する。

(2) 仏印武力処理に関する著作としては、防衛研修所戦史室「シタタン・明号作戦」(朝雲新聞社、昭和四四年、明号作戦部分) 分は栗田正忠稿、および太田一郎監修「日本外交史24大東亜戦争・戦時外交」(鹿島研究所出版会、昭和四六年)がある。研究論文としては、白石昌也・古田元夫「太平洋戦争期の日本の対インドシナ政策」(『アジア研究』二三巻三号、一九七六年)一〇

Edg.) Ralph B. Smith, "The Japanese Period in Indochina and the Coup of 9 March 1945," *Journal of Southeast Asian Studies*, IX (2): 268-301, 1978; Kiyoko Kurusu Nitz, "Japanese Military Policy towards French Indochina during the Second World War: The Road to the Meigo Sakusen (9 March 1945)," *Journal of Southeast Asian Studies*, XIV (2): 328-350, 1983. がまゝ。

(3) 「仏領印度支那の共同防衛に関する日本国『フランス国』間議定書」ならびに「附属書乙号」のテキストは、外務省編『日本外交年表並主要文書』下(原書房、昭和四一年)五三八―五三九ページ。

(4) 現地軍事協定は、トクノ総督と南方軍総参謀副長・長勇少将、堀内茂忠海軍大佐の間に調印された。「日・仏印軍事協定関係」(外務省記録 A.7.0.0.9-2-3) 参照。See, F.C. Jones, *Japan's New Order in East Asia, 1937-45*, (London: 1954), pp. 225 ff.

(5) 「仏領印度支那ニ関スル居住航海条約並関税制度貿易決済ニ関スル日仏協定関係一件」(外務省記録 B.2.0.0.J/F5)。

(6) 「日本国仏領印度支那間ノ決済ノ様式ニ関スル交換公文」〔「日・仏印経済取極関係一件(昭和十七年)」外務省記録 B.2.0.0.J/F7〕。

(7) 参謀本部編『杉山メモ(上)』(原書房、昭和四二年)五三三―五二五ページ。

(8) 昭和一六年一月二〇日大本営政府連絡会議決定「南方占領地行政実施要領」同右書、五二六―五二八ページ。なお一月二五日大本営陸軍部「南方作戦ニ伴フ占領地統治要綱」、防衛研修所戦史室「大本営陸軍部」(朝雲新聞社、昭和四三年)六五〇―六五二ページ参照。

(9) 大島駐独大使発谷外相宛電報、一八年一月一六日付。「情勢変化ニ応スル仏印処理問題」(外務省記録 A.7.0.0.9-54)。

(10) 陸軍省軍事課員加藤中佐の講演、企画院研究会「大東亜建設の基本綱領」(同盟通信社、昭和一八年)三四五ページ。

(11) 前掲「大本営陸軍部」五八六―五八七ページ。

(12) 波多野澄雄「日本の「新秩序」理念と戦争目的」(『新防衛論集』八巻三号、一九八〇年二月、二六一―五一ページ)参照。

(13) 原四郎「大本営陸軍部大東亜戦争開戦に関する考察」(防衛研修所戦史研究資料 HRO-5 一九七六年)三三三―三四一ページ参照。

(14) たとえば昭和一七年一月二二日大本営政府連絡会議決定「現下ノ情勢ニ伴フ当面ノ対仏施策」および一八年一月二四日決定「当面ノ対仏措置ニ関スル件」など。参謀本部編『杉山メモ(下)』(原書房、昭和四二年)一七八―一七九、三五二ページ。

- (15) 鈴木弘印大使府西貢支部長代理発青木大東亜大臣宛電報、一八年一月二三日付。「対仏印政策ニ関スル栗山「ドクター」会談」(外務省記録 A.7.0.0.9-54)。
- (16) A. Decoux, *A la Barre de l'Indochine, 1940-45*, (Paris: 1949), pp. 431 ff.
- (17) この団体の性格については、アンリ・シニェル、長谷川公昭訳『ヴィシー政権』(白水社、昭和五四年)四九一―五二ページ参照。
- (18) Decoux, *op. cit.*, pp. 401 ff.
- (19) *Ibid.*, p. 393.
- (20) Smith, *op. cit.*, p. 270.
- (21) 民族主義運動各派のことは、See, Archimedes L.A. Patti, *Why Viet Nam: Prelude to American Albatross*, (Berkeley: 1980), Appendix III.
- (22) 重光葵『昭和の動乱(下)』(中央公論社、昭和二十七年)一五八―一七九ページ、前掲『日本外交史24』二五六―三三四ページ、外務省百年史編纂委員会『外務省の百年(下)』(原書房、昭和四四年)六三五―六四一ページ参照。
- (23) 河原宏『昭和政治思想史研究』(早稲田大学出版部、昭和五四年)二八五―三二五ページ、前掲、波多野「日本の『新秩序』理念と戦争目的」四五―五二ページ参照。
- (24) 「日華同盟条約案 大東亜憲章」昭和一八年四月一八日記。「日華同盟条約関係」外務省記録 A.7.0.0.9-41-2)。
- (25) U.S. Department of State, *Bulletin*, V(112): 125-126, (August 16, 1941).
- (26) 宣言のテキストは前掲『日本外交年表並主要文書』下五九三―五九四ページ。
- (27) 大東亜共同宣言の趣旨を敷衍して重光外相は昭和一九年九月の第八五帝國議會においては、戦争目的五原則として、(一)「国際間においては政治的には平等、経済的には互恵を主旨として善隣友好の関係を発展せしむ」、(二)「民族主義の政策を尊重」、(三)「主権と独立の尊重はもとより、統治の形式、指導理念は各国の内政問題」とする「内政不干渉」、(四)「互恵原則による通商交通の自由並に資源の開放」、(五)「相互に固有の文化を理解する」という項目をあげている。「第八五帝國議會衆院予算総会ニ於ケル演説」昭和一九年九月九日。(外務大臣(其ノ他)ノ演説及声明集 外務省記録 A.1.0.0.12)。
- (28) 前掲『昭和の動乱(下)』一七二―一七三―一七四ページ、前掲『外務省の百年(下)』六三七―六三八ページ参照。See, Akira Iriye, *Power and Culture: The Japanese-American War, 1941-1945*, (Cambridge, Mass.: 1981), Chap. 3. 「大東亜會議調査」(「大東亜戦争関係一件・大東亜會議関係」外務省記録 A.7.0.0.9-48)。

(29) 昭和二〇年初頭の重光外相の「仏印は日本の手で今処理しておかねばならぬ。日本は身を殺して大東亜の民族を解放しておくのだ」という言はきわめて示唆的である。これは仏印に赴任する直前の西村熊雄に語られたものである。西村熊雄「雑記帳―終戦史録」を手に―（『終戦史録別巻・終戦を問い直す』北洋社、昭和五五年、二二六―二二八ページ）。なお重光のアジア外交の分析として、波多野澄雄「重光葵とアジア外交」（上智大学国際関係研究所『国際学論集』第一〇号、一九八三年三月）は最も説得的である。

(30) 前掲『シタン・明号作戦』五七九ページ。

(31) 一八年二月二日参謀本部総務課長発岡参謀長宛「幕僚連絡ノ件電」（「南方軍（隷下部隊）関係電報綴」）、また同日付参謀次長発岡総参謀長宛電報では、タイおよび印度支那駐屯軍の戦闘序列の発令に際して、これら軍の隷下に入るべき部隊に関する南方軍の意見を求めている（同前）。なお事務レベルで最も早く仏印処理が言及されたのは、一七年三月一六日の陸海外の主任者の仏印処理に関する研究会の席上、外務省の担当者によってであった。「対仏処理ニ関シ陸海外主任者ノ研究ヲ行フ。従来仏印ヲ仏本国ヨリ切離シ案ニ関シ主張同意セル外務省カ忽然ト不同意ヲ称ヘタルハ芳沢大使帰任後現地独立運動ノ反影セルニヨルモノカ。」（『機密戦争日誌』一七年三月一六日の条）。

(32) 前掲『杉山メモ（下）』五三〇―五三一ページ。

(33) 同右、五三一ページ。

(34) 前掲『シタン・明号作戦』五八二ページの種村大佐の回想。

(35) 前掲『杉山メモ（下）』五三一ページ。

(36) 同右、五三〇ページ。

(37) 前掲『シタン・明号作戦』五八二―五八三ページ。

(38) 現地軍が仏印処理に積極的であった理由には、武力処理を主張することによって仏印の兵力増強を中央に認めさせようとした側面もあった。当時仏印には涉外司令部としての小規模の駐屯軍司令部、第二師団、南方軍第一憲兵隊等が存在していたにすぎなかった。なお兵力増強については一部承認され、一九年一月六日には軍令によって司令部が増強されるところにも、三月には独立混成第三四旅団が仏印に配置された。「機密戦争日誌」一九年一月六日の条、前掲『シタン・明号作戦』五七八―五七九、五五一―五五二ページ参照。

(39) 林秀澄元第三八軍参謀の証言（昭和五七年三月一六日於防衛研修所戦史部）。

(40) Philippe Devillers, *Histoire du Vêt-Nam de 1940 à 1952*, (Paris: 1952), pp. 88-89. 松井石根稿「中・南支那・南洋方

「面旅行記」(昭和一八年)。

(41) 各々の独立運動家の活動とその背景には不明の部分が多い。本節の記述は主として林元参謀の証言「Department of State, Interim Research and Intelligence Service, Research and Analysis Branch, R & A No. 3336, "Biographical Information on Prominent Nationalist Leaders in French Indochina", Washington, D. C., 25 October 1945, in O.S.S./State Department Intelligence and Research Reports, II: Postwar Japan, Korea and Southeast Asia, Microfilm, Reel 13, (Washington, D.C.: University Publications of America, 1977). 邦文は在サイエトナム日本国大使館報告「サイエトナムと日本軍占領一九四〇—一九四五」(一九六七年四月)に依る。

(42) 林元参謀の証言(五七年二月二四日)。林中佐はサイエゴンの陸軍病院で、処理後の統治案準備のため、連日ゴ・ディン・シムから仏印の統治機構、行政の慣習等を聴取していた。

(43) この書簡には、参謀本部第二部第四班長(前の第八課(宣伝謀略課))永井八津次大佐の添書がつけられていた。おそらく永井大佐が松井大佐の姪の婿であった関係から添書を記したと思われるが(林元参謀、および加登川幸太郎元第三八軍参謀の証言、五七年三月一六日)、こうした動きが参謀本部でどの程度まで主流に属するかは不明である。戦争指導班は現地軍と独立運動の關係に警戒的であり、一方第二部は積極的(たとえば「機密戦争日誌、一八年一月二二日の条)であった。

(44) 林元参謀の証言。

(45) 連合軍側の情報関係者は松下を養田サイゴン総領事の指揮下にある特殊工作員とみていた。大南会社の資金は台湾拓殖株式会社の小会社である印度支那産業会社(昭和十二年設立)を通じて台湾銀行、横浜正金銀行から供給されたといわれる。カオダイ、ホアハオ兩宗団を復国同盟に参加させることに最も尽力したのは松下であったと米戦略情報局の元将校は回想している。See, Patti, *op. cit.*, pp. 302-303, p. 488.

(46) 中野校友会「陸軍中野学校」(昭和五三年)五六六—五七六頁。および林元参謀の証言。

(47) 復国軍の蜂起については、日本側に公的記録は残っていない。白石昌也「インドナム復国同盟会と一九四〇年復国軍蜂起について」(『アジア経済』二三巻四号、一九八二年四月、二二—四四頁)、前田雄二「戦争の流れの中に—中支から仏印へ—」(善本社、昭和五七年)二六八—二七五頁を参照。

(48) Smith, *op. cit.*, pp. 273-274. 「大越」グループについては、see, Patti, *op. cit.*, pp. 504-505; U.S. Department of Defense, *United States-Vietnam Relations, 1945-1967, Book 1* (Washington, D.C.: 1971), B-11~B-17.

(49) 前掲「サイエトナムと日本軍占領一九四〇—一九四五」より再引用。[Eugène Mordant, *Au service de la France en*

- Indochine: 1941-1945*, (Saigon: 1950), p. 47.]
- (50) G. Sabattier, *Le Destin de l'Indochine: Souvenirs et Documents, 1941-1945*, (Paris: 1952), pp. 387-390.
- (51) Decoux, *op. cit.*, pp. 319-320.
- (52) 第一復員局「仏領印度支那方面作戦記録」。
- (53) 武力処理決定経緯の詳細は前掲「白石・古田論文参照」。
- (54) 参謀本部『敗戦の記録』(原書房、昭和四七年)、二〇九—二一〇ページ。
- (55) 「機密戦争日誌」一九年一月二八日の条。戦争指導は外相の早期武力処理、独立支援の主張に対して、「情勢判断」シテモ亦帝國全般施策就中戦略方策ヨリ観ルモ最モ幼稚極マルモノナリ」と酷評している。同九月一四日の条。
- (56) 同右、一九年一月三十一日、十一月二日の条。
- (57) Grace Person Hayes, *The History of the Joint Chiefs of Staff in World War II: The War Against Japan*, (Washington, D.C.: Historical Section, JCS, 1954; rpt., Annapolis, Maryland: 1982), pp. 655-659.
- (58) See, Samuel E. Morrison, *History of United States Naval Operations in World War Two*, Vol. XIII, *The Liberations of the Philippines, 1944-1945*, (Boston: 1959), pp. 164-169. それまでの仏印に対する空襲は「シンガポールの米第一四陸軍航空隊 (Fourteenth U.S. Army Air Force) のため實施され、主としてバン (Vinh) 以北に集中した」。See, C. Chennault, *The Way of Fighter*, (New York: 1949), pp. 248-250, etc.
- (59) 前掲「シタタン・明号作戦」五九八—五九九ページ。および松本大使発重光大東亜大臣電報、昭和二〇年一月一六日付。(外務省記録 A.7.0.9-54)。
- (60) 「機密戦争日誌」昭和二〇年一月一六日の条。
- (61) 前掲「シタタン・明号作戦」五九八—五九九ページ。
- (62) これら決定は、前掲「敗戦の記録」二二七—二二八、二二九—二三〇ページ。
- (63) 重光外相発佐藤大使宛電報、昭和一九年二月二日付。「戦争終結ニ関スル日蘇交渉関係」(外務省記録 A.7.0.9-55)。
- (64) 佐藤大使発重光外相宛電報一九年二月二日付、および二〇年一月五日付。同右。
- (65) 萩原政務二課長発守島公使宛電報二〇年一月三〇日付。(外務省記録 A.7.0.9-54)。
- (66) 同右、および重光大臣発松本大使宛電報二〇年二月七日付。同右。
- (67) 「機密戦争日誌」二〇年二月一日の条。

- (68) 前掲『敗戦の記録』二二七—二二八ページ。
- (69) 重光大東亜大臣宛松本大使宛電報二〇年二月七日付。(外務省記録 A7.0.9-54)。
- (70) 昭和一九年九月一四日の最高戦争指導会議の決定以降、現地では大使府と軍が各々処理後の統治案作成を開始した。二〇年はじめに成案となった大使府の統治構想案は、処理目的を大東亜宣言の趣旨に従い安南国の独立においていた。塚本大使府事務所長発重光大東亜大臣宛電報、二〇年一月一六日付。(外務省記録 A7.0.9-54)。現地軍の統治構想と昭和二〇年に入ってからの変化に関しては、白石昌也「チャン・チョン・キム内閣設立(一九四五年四月)の背景」(土屋健治・白石隆編『東南アジアの政治と文化』昭和五九年、東京大学出版会)参照。
- (71) 元第三十八軍司令官元陸軍中将土橋勇逸「仏印処理」(昭和三十七年一月)。
- (72) 昭和二〇年二月一三日夜、土橋司令官、河村参謀長と会談した松本大使は以下のように報告している。
- 「司令官ノ考ハ一ニ印度支那カ戰場トナル場合ヲ予想シ差当リ現総督府ノ機構体制ヲ維持シ総務長官各局長理事長官等ノ要職ニ現在ノ大使府員ヲ配置シ以テ一応ノ行政体制ヲ整ヘ之ヲ作戦行動ニ利用セントスルニアリテ安南国「カンボヂヤ」国等ノ現在ノ地位ヲ壊ス意思ハ無キモ之ヲ育成シテ将来完全ナル独立国タラシメントスル意思ハ全然ナク本使貴大臣ノ最高會議ニ於ケル御説明ヲ伝ヘタルニ司令官参謀長共ニ軍側ニハ斯ル連絡無ク安南独立ノ如キハ戦局ノ好転スル迄ハ到底見込無ク從ツテ今日ヨリ之ニ対シ特派公使ヲ派遣スル等獨立国ノ面目ヲ高ムルカ如キ措置ヲ執ルコトハ無意味ナリト言ヒ本使ヨリ今回ノ如キ措置ヲ執ルニ当リテハ民族問題ヲ振翳シテ大義名分ヲ立ツルニアラスンハ侵略国呼ハワリセサルモ言訳立タサルヘシト種々説得シタルモ此ノ点ニ関スル意見ヲ變更スル色見エヌ又總領事館等モ滿洲事變支那事變ノ前例モアリ其儘之ヲ存置シ司令官自ラ大使ヲ兼テ之ヲ統轄スルコトモ一案ニアラスヤト述ヘタルニ之ニモ反對シ……(中略)……要スルニ現地軍トシテハ未タ自信アル爾後方策案ヲ有シ居ラサル次第ナルカ然リテ大使府ノ智慧ヲ借りル襟度モ無キモノト判断セラルルニ付中央ニ於テ出来得レハ最高會議ニ於テ二月一日ノ決定ノ補足トシテ爾後ノ施政方策ニ對スル明確ナル方針ヲ決定セラレ之ヲ現地軍ニ御訓令相成様致度ク中央軍部ヲシテ細目(実ハ細目ニアラスシテ原則ナリ)現地軍ニ委シアリト言フカ如キ逃口上ヲ封殺セラレンコト切望ニ堪エス」松本大使発重光大東亜大臣宛電報、二〇年二月一五日付。(外務省記録 A7.0.9-54)。
- (73) 前掲『敗戦の記録』二二二—二二四ページ。
- (74) 総督府関係では土橋司令官が仏印總督職務執行に、松本大使はその最高顧問となり、塚本公使は總督府總務長官職務執行、養田總領事はコーチンナ總督職務執行、西村公使はトンキン州理事長官職務執行に充当された。三国政府の最高顧問には、横山公使・安南国、久保田總領事・カンボジア、石橋健陸軍中佐・ルアンブラバン公国と決定された。大使府の外交官は、身分

は従軍文官として外交官の地位は保ったまま軍司令官の指揮下におかれ、他方大使府の機能は停止された。重光大東亜大臣発松本大使宛電報、二〇年三月一日付。(外務省記録 A7.0.0.9-54)。

(75) 「機密戦争日誌」二〇年三月九日の条。

(76) 前掲『昭和の動乱(上)』二四九—二五〇頁。

(77) See, Edward R. Drachman, *United State Policy Toward Vietnam, 1940-1945*, (Rutherford, N.J.: 1970); Christopher Thorne, "Indochina and Anglo-American Relations, 1942-1945," *Pacific Historical Review* XLV(1): 73-96, 1976; Walter LaFaber, "Roosevelt, Churchill, and Indochina, 1942-45," *American Historical Review* 80(5): 1277-1295, 1975. 山根真「ルーズヴェルト政権のインドシナ政策」(『同人社法論』三一卷四号)一九七九年、五二—一〇一頁)参照。

(78) See, Gaddis Smith, *American Diplomacy During The Second World War, 1941-1945*, (New York: 1965), Chap. 5, *passim*. またカーロ言説を採る連名見方(注目)を、油橋重樹『戦時日米交渉小史』(霞ヶ関出版、昭和四九年)一四四—一四六頁)を参照。

(79) See, "Memorandum by Lieutenant General Stilwell's Political Advisor (Davies), Cairo, November 22(7) 1943," in U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, Diplomatic Papers, The Conferences at Cairo and Tehran, 1943*, (Washington, D.C.: 1961), 371-372; Lisle A. Rose, *Roots of Tragedy: The United States and the Struggle for Asia, 1945-1953*, (Westport, Conn.: 1976), p. 27.

(80) See, George C. Herring, "The Truman Administration and the Restoration of French Sovereignty in Indochina," *Diplomatic History* 1(2): 97-117, 1977.

(81) NSC 48/2, "The Position of the United States with Respect to Asia, Washington, December 30, 1949," in U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1949*, Vol. VII, Part II, (Washington, D.C.: 1976), 1215-1220.